

産業

ご利用ください 大田原市制度融資

大田原市では、中小零細企業の経営の安定や成長を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるよう融資制度を設けています。

また、市内の中小企業等に勤めている方が利用できる融資制度もありますので、ぜひご利用ください。

●事業資金の円滑な借入れを促進
市内の金融機関に融資の元本の一部となる資金を預託することで、一般の金融機関の貸付利率より低金利で中小零細企業者が資金を借りられるようにしています。
また、固定金利で融資を受けられるため、長期の設備資金なども借りやすくなっています。

●借り入れの際の経費負担を軽減
融資を受けるためには、栃木県信用保証協会の公的保証が必要となります。しかし、この保証にかかる保証料は市が全額補助していますので、借主の負担はありません。
また、信用保証料の補助は年に何回融資を利用しても全額補助されます。

●借入利息の負担を軽減

小口資金、設備資金を利用した事業者には、一度につき1回のみ利子補給金が交付されます。補助の金額は融資額の1%、または実際に金融機関に支払った利子額のどちらか少ない額となり、融資実行が確認できた後に交付されます。

●その他

- ①小口資金、設備資金、特別小口零細企業資金、創業支援資金の利用には、すべて栃木県信用保証協会の保証が必要です。栃木県信用保証協会の保証が受けられない方は利用することができません。
- ②大田原市税(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税)の現年度分(納期限前の分は除く)、または過年度分に滞納がある方は制度融資を利用することができません。

●申し込み

市内の銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫矢板支店(勤労者住宅建設資金のみ)へご相談ください。

■問い合わせ

商工観光課商業振興係
TEL (23) 8709

【融資一覧】

制度名	資金の用途	融資を受ける条件	融資限度額	返済期間と利率	返済方法	保証人
小口融資	○商品(材料)の仕入資金 ○運転資金 ○買掛金などの決済資金 ○その他諸経費の支払	○中小企業基本法に定める中小企業者であること ○市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいること	1件につき500万円以内	3年以内 年1.7% 5年以内 年2.0%	月賦返済または一括返済	個人は不要・企業は代表者のみ
設備資金	○機械・設備・車両の購入資金 ○店舗・工場・建物などの新築・改築資金	○その経営が健全であり返済能力が確実であると認められること	1年度1企業につき1,000万円以内	5年以内 年2.0% 7年以内 年2.2% 10年以内 年2.5%		
特別小口零細企業資金	上記のすべての用途に利用できます	上記の条件のほか ○中小企業信用保険法に定める小規模企業者 ○信用保証協会の保証残高が1,250万円以下の事業者であること	用途により上記と同じ(ただし、1事業者につき1,250万円以内)	3年以内 年1.6% 5年以内 年1.8%		
創業支援資金		○市内に創業しようとしている個人、または企業 ○市内に創業後1年未満の中小企業者	1企業につき500万円以内	5年以内 年1.9%		
中小企業者従業員福利厚生資金	○不慮の災害 ○冠婚葬祭 ○子弟の教育 ○疾病の療養および分娩	○市内に1年以上居住していて、市内の同一事業所(雇用従業員が常時1人以上)に1年以上勤務し、年齢が満20歳以上の方	1従業員につき200万円以内	5年以内 年2.3%	月賦返済	1名
勤労者住宅建設資金	○住宅の新築・増改築 ○分譲住宅(民間を含む)の購入資金 ○中古住宅(550㎡以内の土地付きで、建築後12年を経過していないもの)の購入資金	○事業所などに勤務し、主として給与所得により生計を営み、年齢が20歳以上55歳未満で同居、または同居予定家族が1人以上ある方	1件につき500万円(増改築は300万円)以内	20年以内 利率は独立行政法人住宅金融支援機構と同率、ただし労働金庫は別に定める金利による	月賦返済(ボーナス併用可)	別規定による